北槎聞略　巻七

和書門類
一八三〇一號
一七八函
二架
一〇救二軸一三冊

内閣文庫
和書類
一八三〇一號
一〇救二軸一三冊
一八五函
一一架

内閣文庫		
番號	和	18301
冊數		24（7）
函號	185	579

国立公文書館
National Archives of Japan

北槎聞略巻之七

書籍館印

日本政府圖書

淺草文庫

○屋室 附 佛壇 臥榻 浴室 廁

屋室ハ其製二等なり一ハ純ら石を以て砌成し其次ハ磚にて疊成す磚ハ厚さ二寸計長さ七八寸幅四五寸に焼たるものなり粘れの固ゆり及ふよりて大小方圓意に随て製せるなり石磚く

それ家は築礎を大石もて築固め四壁も
厚さ大家は四尺計上層かと漸く小薄
く造る毎層の堝も厚さ一尺四五寸なり外は
石灰もて好に應じ種々の色を和して
塗故まことに美事なり一層
しに大きなる方材をひしと排べ下の
方なには麻草を釘もて打付厚く
土もて塗上のあるは夾泥土のもて乾さ

たるを厚さ五寸餘もしき其上に石或は磚
を舗なり頂上の層は右の如くにしたる
上に駝梁をわたし童柱をたてて桁を
架け椽をわたし直に瓦を葺なりまた
瓦は皆銅鐵もて長さ二尺四五寸幅一尺
五寸計に造てつらなり其次は木の屋
なり大材を井欄に組をかさねたたみ
その石如何様の事あるとも傾側せる

半なりしもあり出入口ハ方尓せまき板
窓ハ圓尓方なるもありいづれも戸をハ
樞にてつけて開闔す屋の内ハ分限ニ
應し哆囉呢。兜羅綿或ハ皮なとを張
土なとも塗る戸のうへにつけハ哆囉呢
熊皮その外の毛皮なとをもちゆるなり
賊風の入事なし障子ハ雲母をもつてハ
瑠璃版なと張るなれバ風かつても入らぬ事

眺望ハ窓をひらけともさらに異なる
ことなし屋ハ三四層より六七層に造るものもあり
此方の多門のごとし一棟に建ならべ
此ひさしに帳をし房をわかちて一房
毎に土炉を築き火をたきて寒をふせぐ是を
ペーチといふ其制ハ高さ六七尺長さ五六尺
計にて築きて厚く土にて塗外をハ方
七八寸計にしたる瓦をつけ青色料にて

花紋をすきたる平瓦の如きことのみにて
艶も至極うるはしきものなり尤竈ハ
房によりて大小あり賤人ハ白堊にて
塗らずはまなり竈の中なるに墻を置
墻の下なる方を半圓になし墻より奥
にて火を焼上をハ二重三重に覆ふて
墻より前の方に烟出しの筒を仕付る
様なり乾隆御製集に呼蘭圓木之

中空者剜使直達截成孤柱樹簷外
引焼烟出之とあるもの即是なり
筒ハ厚板にて溜槽のごとくに造り白土
にてぬり竈よりつけ末をバ屋を穿
ち高く上に出し中程に蓋ありて筒の
横に穴ありてその蓋を開闔をなさしめ
鐵にて炮烙のごとくに造りて周りを土にて
すり合せなけれバ氣の漏するゆゑに常を

うけし密閉なるなり其蓋ある所に穴
湧よりしを火を焚くときに蓋を掲け烟
をぬき烟尽ぬれは又閉灶の前なる口
をもひらきおけは火気漸々に灶の外に透り
室中に満て温暖常に三四月の気
候のことし かくのことくの寒地なれとも
別に手炉脚爐等を用ゐすとすれは
都而好事の者は葡萄を盆に植灶の

側におきて将息し養へは数年花実
絶す厳寒の時節も生葡萄あり又
其二階三階とても間毎に灶あり便
よきには下より通りたる筒に支筒を取
つけて烟をもらすなり大家には一ト間に
二宛も灶を造る極寒の節は朝夕両度火
を焚は終日終夜火気絶る事なし
緒の窓は光たる等も火気に燻されて

気をやさき目眩治しう久かりしき常ふ
なりしかりしれバ賤人ハ朝夕の食物焼餅其
外の品も鍋ふ入竈の前ふならべ前のふたを
志めおけハ速ふ煮ゆるなり又竈の下ハ
すりさし竈のまハりふ仕置て冬の
間雛を入置けバきかなれバ凍死をまぬ
かれ貴人の庖厨ふハ別ふ竈あり其
をる石みがき竈ふ立鉄ふて格子ふ組たる

鐵格子をはめ其上ふ鍋をかけるなり
家の内ハ二階も三階も鋪石ふ鋪瓦ふて間
毎の隅ハ皆磚石をもてたゝみたる物
なり寝室の隅を三角ふ黄銅ふて
もり上ふも黄銅の覆をかけ直ふ薪を
焚て温暖をたもつやうふなりしなり
かゝれバ冱寒の地なれど家中の防
寒ふなり一棟家造り高く透亮の

窓を多くあけゝれバ夏ハ窓を開けハ
四方より風入りて至極涼しきなり
窓の内にハ緑の綺の帳をかけ夜ハこれを
垂れ下層の正中をきりぬき両扉の
門となす　直に車を牽入るゝ様に構え
左右に玄関様のかゝりとし家を繕
ひ車ハ直に内に牽いるれハ大方ハ後
方に輿馬を置処あり　其外猪圏牛馬

厩等皆下層の後の方にあり　表の方
をいく間もしきりて多く商人店
鄽にかしたるなり　第二層ハ庖厨并に
奴僕等の居処なり　第三層ハ書院便室
客房等なり　四層五層に造りたる家ハ
三層書院四層便室五層客房といふ
趣なり　格子ハ三層まてしかハ廣さ六尺計
の石階なり　三層より上ハ木の格子なり

衾房の内に郎床を設けありて一層
毎にいく間ありて孰れの間にも鏡掛版を
うけ椅子几卓をすゑ書院には棋枰
ビリヤリ 球を打盤なり 盆景翫器等を飾りたり
間毎に佛像をうけ瑠璃燈を供し又
女帝の肖像を掛おけり一層毎に
厠あり浴室とも三層四層の上に造り
水は轆轤にて下より吊あぐるなり

スコエセロの御庭の庭は第三層にありて
廣さ三四千間計なり庭の下は二階造
の家なり其制は二階の屋脊を石にて
平にたゝみ銅にてはり其上に鐵の
梁を渡し銅版を鋪又鉄梁を渡し
銅版を補接縫のあはひは鑞を流しあ
ゆきの簾を処々に仕掛る是は鐵梁の間
を透し風を通させん為なり風を通し

水をぬかされハ土かこまりて植木枯るゝと
なりまし銅瓶の周りに土をもりの縁を
作り荒砂を一尺計盛ての上に土を入
奇木怪石をならべ仮山を造りし合抱に
あまる計の大木をもならべて植ると
いへり花卉の類ハ日ごとに植かへて四時に
花の絶る事なしといへり其造工のたくみなる
事ハ実に不思議の及ぶ所にあらずとぞ

都下ハ多く磚石の屋なれハ絶て火災
なしたまゝこれありとも一間きりにて
器物雑具等の焼るのみなれハ二階まで
火事を三ツまてしらハ知らすかしの事也
都下ハ人戸稠密なれど土地せまくさ成
層々に造りなして間ごりなせる也
其上虫蛇溺古地震大風絶てなけれハ
何程に高く建起しとも傾側

の患なしとかやイルコツカ邊ハ家居も
すべて家毎に門ありて木もて造り
なり平屋多し　門ハ両扇にして門に
左右の柱ありて屋根ハなし　衡木に大きなる
方材を用ゐ其上に長さも幅も段々
減りたる方材を三ツこのまゝ○ありたる物なり
四方の墻ハ圓木を横にかさね○して造り
屋根をバ落葉松の長き板にてふき

横木をもてあふらうておさへ圓木を割
樋とし　直に椽の端に掛けて溜を流す
木の屋にハまれに陶瓦などもちゆるものもあり
陶瓦ハ皆平瓦にて　鰭次にハかさね○
端瓦をおかしく○つけるのそなりしとぞ
佛壇ハ別に構へもあらハなし　一間毎に
上座の隅の壁に佛像の掛物をかけておく
中以上ハ面貌ハ画きて衣裳をバ銀光

燈起にあるなり前にハ常に瑠璃燈を
點しおかれり賤人ハ常燈をハ供物に
拜する毎に小さき蠟燭をともし掛版
の縁に燭を挿置ありされ人来れハ
先佛前を拜し其後主人と應對
畢りても佛前を拜して後主人
に暇乞をするなり
臥榻をコロワーテといふ貴人ハ銀中人ハ

黄銅にて造り賤人ハ木にて製す長さ
六尺幅四尺計のわくに四隅に一尺四五寸計
の脚をつけ高さ五尺計に四柱をたてゝ
みな螺旋にて取はすに造るなり
わくの両側に厚き布をかけりはけ
端に革をつけいして孔をあけ麻縄
にて千鳥かけにかけり其上にタイロコ
といふ厚さ一寸計なる毛氈の如きもの

を張鳥の毛を入たる蒲團など鋪白布
ひろげ上よりハ狐或ハ兎の皮ふとんを
かづきて臥る夏ハ綿の入たるふとんの
綿をとりて両面より花紋を刺たるを
かけて寝るなり枕三川あり何れ
も白布にて内にハ鳥の毛を入たれ
大きなるものなり三川とハ○を周
ゆかり好みによりて四川も五川も重ぬる

ものなり四柱の上より夏ハ紗の蚊幬を
かけ冬ハ暖帳を垂る富貴人ハ多く段綺を
用ひ賤人ハ印花布をもちゆ何れも
前にて衽を合せて帳のごとく開しか
さね常ハ両方に鈎をかけて左右へ
開きたるものなり臥する時ハ常の衣
服をぬぎ襦袢をまとひ莫大小の頭巾を
被りて臥するなり

浴室とハニマといふ此方の竈風呂の如く
皆むし湯にて浴湯をもちゐず浴
室ハ方三間計にして下ハ鋪石を布たり
又ハ厚板にて張る室の周りにハ三段に
棚をつり腰をかくる所とす窓ハ瑠璃版
をはめて張切に入し戸をたてれバ湯
気のもるゝ事なし 正中に方四尺
計高さ五尺計に灶を築き下ハ其の

竈のごとく前より火を焼 上の方兵
器のごとく四角に厚く塗立上をも塗
かたき横に二処口をあけ中に鉄框
ならべ石を積み横の口をふさぎ下より火
をたけ通紅に焼たる時に火を消し横の
口をあけ水を灌ぎかくれバぢゞとして
鳴響て湯烟浴室の内に満れバいさゝか
上の窓を開きて其気を漏し其の後

再ひ函を闔きしましも湯氣の室中に
盈るをもち周りの棚にこしをかけ
ゆげにむされしかゝり湯をそゝぎメーラ
石鹸なりとめつり樺の木の枝葉を束ね
あふ洋なる箒のやうに造りたる物を持て垢を
拂ふこれを左ーニシカと云ふ或ハ哆囉呢の
手ぬれにメーラを包みて垢をこすり其上にて
かきしかゝり湯をそゝぎしきに化るなりかゝるも

湯ハ初に石を燒て上寛なる銅の鑵に
水を入竈の前に出せるハ速に沸なり是ハ
大桶にうつしあけまた水を入混ると
沸して湯を多く貯へおくかゝり湯と
なるなり石ハ水を灌くなど湯氣盛
にならしむ棚ハ上に昇る程なほ湯氣
強くしてあつし入なれたる者ハ
中くこるきく下りのは苦りまさし　下まん

概略(がいりやく)をみなしよきさかじかり訪しかり叫称
よし垢(あか)なよし出かるのなりされど都下
なとい中人以下ハ家ごとに浴室(ゆどの)あり
混堂(せんどう)に行(ゆく)事なり 混堂(せんどう)をバホロダス
バニヤといふ 土瓦(どがはら)屋(つくり)にして 横(よこ)十八間に竪(たて)
九間計(ばかり)なり男と婦人ハ別室(べつや)なり 湯
銭ハ銅銭三文 衣(い)裳(しやう)を預(あづか)る賃(ちん)二文と
此外五文十五文五十文なるもあるよし

又羈旅(きりよ)の官人なりハ銀五枚をもてかりきる
ふしる事なり 是ハ三間計の小室(こしつ)と
なるよりとくハ廣さ二十間餘の大家
あるといふ
厠(かはや)をヌヅエ又ヌヅンチといふ 四階五階乃
家にも一階毎に厠(かはや)あり 厠ハ座のすみに
造りて外を二重(ふたへ)三重(みへ)にかこひて穢(ゑ)
氣のもれざる様にし 上には烟関(けむぬき)の如く

筩を造り中に銅の套筩をいれ末ハ
こゝろし屋上に出し臭氣をぬくなり
但烟囪のごとく半途に蓋ありさる筩乃
上に頭ありて造りたる笠の如き雨覆し
なり廁板の上にハ二尺ほど一尺四五寸ありて
是のとゞくにしたる腰かけ有て其上に
弧圓形の孔を穿ちりてこれを坐して
まろみにけづり目を作りたれバ人の

孔の前にありし腰をかけ孔の内に糞を
墮しおとしいれ用紙傳へるなり其ハ
撥引りまた側に設けありて脚洗
人のことくしてかじ半なりとききなし
なり小兒ハ別に低く造りおくしまた
廁の内ハ廣くして糞窖四川五尺も
ありて二三人四人一同に行くなり貴人ハ
廁にも炷ありて寒氣を防ぐ穢をぢ

反古なとを拭ひされバ糞窖ハ銅にて漏汁
のごとくに大きく造り竪に大筒を出して
諸方の漏汁より一川に落合ふ所に設
大溜ハ屋の下なと深く堀石にてたゝみ
たるものなり糞を取捨る者ハ毛をと
賎しき者にて価をとりて掃除を
料ハ中人以上ハ毎に一年銀二十五枚なり
一月に一度づゝ取捨れ時刻ハ夜半過

往来のまれなるうちに掃除し船につみ
海上二三里に乗出して捨れなりされバ
都の内よりなり中以下の人ハたれにか
掃除の料を差出す往来なきれなれ
偏僻の地ハ多方よりハ人捨されなれ
日の入まれなうちハ決して掃除せず
とねりすへて此邦ハ五穀を生ずる為
糞を養とも用ゆるなり 其所ハ所に用ゐ

されバ誠にうへもなき臭悪の穢物なれバ
かくありもありつきれなりけり田舎
にてハ厠の下を行めぐらしもしく糞
をハ家猪に食ハしむるもあれども冬に
至りてハ大便冰りて石を疊上るごとく
なりしなれバ取捨るにハ折りきて川へ
流しやりゆくなり

○學校

學校をウチテリドモといふペートルボルグに
四所あり其一ハバンカ金銀出入の役所なりの對門にあり
都講ハイワンイワノヰイチ コーハ官ハポルコルニカ
なり屋ハ横七十間縦三十間計にして三
層に建下層ハ商人にかし置第二層を
五房に隔て生徒を置第三層を二間に
分ち一つを三房に志きりて生徒を
おき一分ハコーハ住居なり コーハ名子メツ

人みな文学算数及び諸国の言語文字に通じたる博洽の学士なり此外二処ハ都講ステーパノボリションスイチ　スツルゴラニコーフ官ハポミコルニカなり此三処ハ皆平人の教育する処にして農工商賈の輩みな此学に入なり官人を教育する都講ハガラフヨードロアスタヘスイチ　アンガリタ官ハヱ子ラルポロッチク　にて第三等の高官なり

学校ハ此方の一丁に一丁半計の構にてすわらね壮麗なりすべて学校のうち飲食調度それぞれ常のみならず物もよろづに津のかけざる様に設けて洗面浄手の湯わかしは大鑊にしてたくはへ槽わきかは海の腹にのみ口を仕かけ栓をぬき盥にうけて用ゆるなり臥床ハ両側に一連に排へてしつらへおかれたり

内に假山泉水を造れり是ハ幼稚の生徒等
遊息のために設るなり幼稚の者をば
老女をおきて撫育せしめ日毎に刻限
ありて鐘をならせバもの又幼かなれ
こどもを先にして十人毎に老女一人づゝ
附添五十人を一群にして半時宛遊
せるなり又寺一座あり是ハ七日毎の
祭日に生徒等を外に出させ此寺に行て

佛を拜禮せしむ此學校ハ王子ラルより
クラポッシキャといふ人の子息を教育
すれ學校なり此外にワシレイブストロワぬ
セリザント　ウインゼノヲキリチエリ　カプラン　ソーダテ
カザカ等の學校あり何れも光大ま
ゆきとゞきて見えたりし有樣極めて光景なる
知るべし総じて學校に入しものは
五年の間ハ衣食等皆官より給りて

學校の内には唯文學のみならず百藝
みな師範を備へおきて生徒の好む處に隨ひ
學ばしむ月ごとに盡日毎に考試あり先は
其學校の教師の前にて試むなり年々
十二月の末に諸學士會合して考試し
學術工藝ともに業の進みたる者をば席を
進め官版の書一部を與へて進ましめ
者をば席を退け甚しき怠慢なる者
をば罰杖を行ひ其業の成りたる者には
それぞれに官職を授けられ又學校の
費用は夥しき事なりとぞ
右の外諸方の窮郷小部落といへども
皆各學校を設け習業怠らぬ事
なりとぞ
按ずるにゼヲガラヒに云ペートル帝の時
歐羅巴諸國より有名の師儒を迎へ

ムスクワに學校を建又キヨウおよひ
ペートルボルグに學校をたてゝ諸國より
典籍をあつめ大道に合し人心に
益ある書をば撰し國語に翻譯
して刊行なさしむ又千七百二十
四年（享保九年）に熱尓馬泥亜。雪際亜拂郎
察より學士をまねき百藝窮理の
書籍編集なさしめられ又百工かん

作院を設け其業を盛ならしめんと
企ありしかいまた其功を卒らす同
翌千七百二十五年（享保十年）に崩せらる
女王カテリナ即位ありて其志を嗣
千七百二十六年（享保十一年）に學校作院悉
成就して其學四科を分つ所謂
星學。史書學。窮理學。度數學
なり年毎に教師おのゝ其生徒を

考試し優なる者の姓名を書して
奉れ學校作院の費用大抵毎年每
に金五萬三千二百八十枚とす

○藥局

藥局をアピテーカリといふペートルボルグに
三処ありいづれも二万四千間計ありて五層に
造りたり總理はポミコルニカの官なり金
石草木の藥料并に調合和剤一しふ

局を分ちて備へおくなり醫士病者を診
視し處剤を書して病家に與ふれバ
即藥局に行きてしるしの藥を買ひて
服用せしむるなり官より達しおく藥局
なれバいづれも精品の藥料を撰み
おしも陳舊僞惡等の品をいれざる
先ハ又ハ夜といへども見させりし而詳
なり事ハ知られしかバ何ともなき大壯なり

其のよしなり
按ずるにゼヲガラヒに云ペートルボルグにも薬局もの結構ありて壮麗を極めたり尋常の用薬ハ勿論外国異邦の薬料珍奇貴重の品類極く致しがたきものまでも備へ貯へざるハなし器ハ皆支那の焼器を以て収めおくとなり

○官廳 附 圄圉

官廳をセナーテピリカージノドモといふ各地に堂を設て其首長聴断をイルコツカマコーツカ等の断事官といふ。ポニコルニカなり都にハヱ子ラルアンセルの官人あり大小事ハ各地にて首長の裁決すれども大事ハ皆都に申して裁断を受るなり格別の大事ハ當局のヱ子ラルアンセル一人外にヱ子ラルポロツチラク七人

ヱ子ラルマヨル七人會議して衆判の上にて
決斷をペートルボルグの官廳ハ王居より西
子ハの河岸にあり長さ此方の一丁餘も
ありて無し　此廳の内にも寺一座あり
圍囹をポリツといふ皆土瓦屋にして四面ハ
土牆を高く築き一方に門を開く守門
の吏ハ鳥銃を携へ晝夜衛りをなせり
男監女監とてわかち罪科の極りしものと

極らざるもの亦獄を別にしおく罪囚の
食物ハ其家より送るなり　科人
極りたる者の牢ハワシレイラストロハより
あり四方の圍ハ圓木にて杙を内の方
傾けて際なしくするにて其圓木の裡
中の一方に大釘をいしくらうならし
牢門ハ一方にして扃を鎖し闔をかためて
高く構へ踰て越か往ふ造りし此

罪囚の食料一日に銅銭一文なりしよしハ
食物不足なるゆへ乞食にひとしく其節ハ
一ツ足械に両人片足はめられて獄卒一
人ずつ添ひて市中の門戸に立ち米をつまみて
施をこふにミイロステ バーチシカ マーチシカと云
ミイロステハ施しのことなり バーチシカにて
父なり マーチシカにて母なり 施しのこと
父母といふ意なり

支那の花子ハ左右那箇衣
食の父母といふ此方の乞食ハ
右や左の御長者といふ何処の
謂をしらず謂ハうしなはざることなり

夏の間ハ一日銅銭十
六文なりし耕作に傭はれその銭を貯置て
冬の儲とす冬ハ衣服うすくして外に
出る事を得ざれバ夏のうちに貯ふる
銭料にて冬中の食物を便とするなり
刑罰ハ笞劓黥の三つのみにして絶て
大辟なし 笞ハ大なる柱を二根立て枷を
渡し罪人を躶にし首をそこに入れ奴をと

前にもいふごとく笞は幅三四分に裁たる革を
ふとさ一寸斗に組長さ二尺許にして
番瀝青をぬり本の方に木にて把を
もふけたり杖をうくる者は囚し罪人
なり左右に獄吏一人宛よりて両側より
獄中の罪人ゑ喉しを出しこれを見せ
しむこれ罪ある囚等は鏁の梏を入
おかれ掴笞うつ事十七八下にしては

罪人號呼をなしけれど後は聲もいでず
背は紫黒色に腫起り又甚しきときは
皮綻び肉破れて鮮血迸り出笞うつ
毎に血けむりとなりて杖をうくる者に
あびせかかり笞に滴る血を掌にて
こき捨ながら打事なり法司笞を止
由しを下知ある時枷をはずし罪人
等に介抱させ獄内へ伴ひかへりつ罪

其軽重ふよりて二度乃至三度又ハ左のごとく
うけ半なり其上ふ罪重きハ劓黥
等を行ひ獄を出せ劓ハ鋏ふて鼻
孔を竪ふ割なり科ふよりて左右
の差別あり黥ハ頬ふ三分計の圏を入
るなり重罪の者ハ劓黥の上モーロシヤ
シビリ等の銀山銅山へ遣し淘戸ハ
らしむ使役し生涯其地ふて終ら

しむるなり軽き罪人ハ刑罰半ヶ年を
経ハもとの身分ふ立かへるなり又酒狂の喧
嘩をなし或ハ親兄を罵り過言を云ふる者
などをバワシレイヲストロワふ牢入して
其軽重ふよりて七日十四日二十一日と日を限
りて入置て朝夕三度軽く笞うち一日
一度食を與へて稼ふ使役し日数
をふれバわりかへしてやるなり女の罪人ふは

病院の患者乃衣服を澣濯補綴なさしむ
るよし又セリサント以下の罪ある者并
ワシレイラストロワの法場に引出し刑を
行ふ先之に柳の細條ある四尺計なるを
持たる軽卒五百人二行に立笛太鼓提
琴を持たる者前後におの／＼七人法司ハ
ヱ子ラルマヨル一員ポロニチク三員クラホニシキ
三員カピタン三員犯人ハとも馬にのせ法場

まて行馬の内に入し皆々馬よりおり立
柳條をもたる兵卒の二百五十人ハ左右
両行に立ならひ吹打手はたゞちに立て
吹打をなし附罪人に手つせをとらせ汗衫
ばかりを着せ両人つゝ左右のまもえ
二行に立たる正中をひき渡せば柳條を
執りたる左右より手ごとに一下ツゝ
うちかけ法場のはづれまで行つくれば

又引返して打なり罪の軽重によりて
二遍三毎人は引渡を行馬の外には見物
まん人雲霧のごとし集るなり刑罰
すみたる後一とひはもとの職に復せしむ
クラホッシキ以上は罪あるものも罰せずして推問
の間は監倉におき罪極まれば官職を奪ふ
庶人となすなり

○病院

病院をヨシリピタリといふ又ボリノイシノ
ドマといふペートルボルグにはムスクワに十二所
あり一院の内に上中下の三等をわかつ
上等なる院には大人貴人をおさめしむとし
羈旅使客等の貴人疾病あれば此院に
入しめ看病伏侍の人をもしめ薬なと
需りに備らざるものなし夏は高楼に
四方高欄を設け帷幔をたれ避暑の

然ども患房ハ浄几明窓其他も陳設
至りて結構なり 医師ハ皆官醫にて毎
日こゝに来りて診察し治療を施す
食物ハセリザントといふ糾官ありて聊も
簾略なる事なし 七日毎に沐浴せしむ
又施捨をなさむとの此院中の病者に食
物金銀等を施さむと来る時ハ其品ハ貴賤
の差別なく平等に分配せしむるなり

貴人ハ其の受る品をもつて院中の貧者に
分ち与ふるなり 病院ハ都の内のみならず
所々に多く設けおけり イルコツカに
もありし故新蔵も彼地の病院に入て病
を治しけるなり イルコツカの病院ハ
支那にも修葺せられしとて頗る壮麗
なり 七日毎に國司みづから院中に行て
患房を巡視し 親く食餌菜肴等の

平を用ひ潔く清らかなり
按るに明人の圖説に病院大城には數
十処あり中下院には中下の人をおき
大人院には羈旅の貴人及び使客
等の病あるものを置く此院の美なり
平常屋に在て需る処の薬物
等悉く備へおき名醫をして治
療を施さしむ病癒て去者は貧者
には資給を給す此は國王大家貴人
立る処なり或は一城中の人力を併
て成し月々一大貴人をして輪
番に其の院を總領せしむ凡薬物
飲食皆自らこれを試るなり是
歐羅巴洲人を愛するの風俗の然らし
むるところ如なりといふ

幼院

幼院は是棄児を養育する処なり　ペートル
ボルグに一処ムスクワに一処あり　四方に三層
の連房を建ならべ　一房毎に第一第
二の字号を書たる牌をかけおくなり
かの人の市中に学校及び百芸の院を設く
児を送り入る処は高き窓ありて内に大き
なる籠を活套のごとくに仕かけおく　児を
送り入る者轉輪に及び小児の誕辰を牌

に記しつゝ頸にかけさせ彼窓の下なる
つきたる墻をたゝきて敲けば内より活套の
器を押出すゆゑその内に小児を置ける
墻をとらへて活套を内に引いれ小児を
受取し其時に銭五百文を添て押出す
児の親その識をうけとりて帰るなり　是は
肉身の児を養育する事能はぬは
徒の困窮を憐みて救ひの為に公儀より

りつかはりしまゝ翌朝未明に彼院え
門に牌をうけ昨夜何時に送り入たる児
何月何日の誕生衣服ハ何色守りハ何れの外
徽に如何さ様の印を詳かに書志るし
其児ハ第何号の房に出しおくと大字に
書て掛其の房よりたのもしく証しある
牌を掛おくなり其親人志れとも来りて彼
牌を見せ其居所を訪て帰るなり

幼院の門より番卒に何れも通りぬけを禁
ぜられ棄たる親乃かりしに来りて其の
児の安否をとひすうかゞふに許さゞる
なり院中にてハ老嫗乳母を多く抱へて
児を養育なさしむ漸々に成長すれハ
学校併院に入しめ其の児の好む所を学ハ
しむ其親もし之を戻し貰んと欲れハ
送りたりし年月日時及び誕生第何号

其房の児ハ其事を詳に書記して其
件の箱に入れハ即時に其児を箱に入て
押出されり其内にハ業の成たる児をハ
セリザントに志じを授らるゝとなり

○市鄽

商人の鋪店ハ一鄽にかまへ方二丁計三層
磚土瓦屋にして背合に両面に店を開く表ハ
いづれも巨商にして裡の二方ハ小店なり四方に

門を開き其中ハ空地にして諸方より積
送りたる貨物をも積出せし荷物等を取
捌く在所にハ数十疋の馬出入なし店ハ
三間計に小売軒をならべ二階にて売
買をなし三階ハ貨物を貯置処なり家
族ハ別に住居して此処ハ店計にて毎朝来
て店を開き日中に家に帰りて食事
をなしハツ時過より又店に来り暮方に

店を鎖して本店に帰るなり昼夜ともに
官より看守の番卒を附おかれたり
かゝれバ盗賊等の患ひなし されバ金銀衣
服をはじめ大切の品ハ皆此店に持来りて
置となり イルコツカの市店も大抵此ごとき
ものにて せまし 二階造なり されバ
近ごろ諸摸の店々に多くの新店をたて
添られたり 又ワシレイヲストロワに外國

商人の店何れも先ハ官より建おかれし債房
にして 五層の土瓦屋なり 下層ハ店 二層
三層ハ貨物を貯置処 其上ハ住居の家にて
の軒に黒漆の牌をかけ金字にて アンゲ
ツコイララフカ トレツコイララフカ等の招牌を
掲し ラフカとは店なり アンゲツコイララフカハ
諳厄里亜の店 トレツコイララフカにて 都尓格の
店といふ義なり 此他諸邦の店皆斯の

如し好貨物は皆二階三階に収め置なり
買主は二階にのぼりて貨物を見るなり
尤土地の人は他國の商人と直賣直買
をなすは禁なし 従来此邦より他の
諸國へは商船を出さず只他邦の
商客を廣く引受て交易をなす
事なりしかども本國は極めて寒
地なれば産物も少き故日用の諸品にも

海船おびたゞしく多し 茶は支那都爾格
より来り材木は諳厄里亜拂郎察子
メツより来る其他諸穀菜料等皆
外國の船をもて本國の貨物は只皮
革の類のみなりされはペートルボルグの海
口を離る事五里計に一大島ありて
此所には他邦の商船常に舳艫相啣て
輻湊すとコ子ラルポロッチク二負を造し置て

管領せしむる也光太夫が行しころハ凡
そ五六千斛許の大船五千餘艘ありとぞ
なりしとかやされバおのづから此地乃
土産ハ諸国より此所に運送し是を代
邦の産物として通国の萬民に豊足
なる事なりとぞ

○金銀庫 并 バンカ

金銀庫ハ二層にして方四五千間多門の
ごとく作り建めぐらし其内ハ空地にして正
中に方十三四間の役所ありこれをバンカと
いふ周りの空地ハ植こみにして前後に
門あり門禁甚厳なり朝六ツ時より夕
四ツ限まで銭を買者のミ出入を許す總理ハ
ヱ子ラルポロッチク ヱ子ラルマヨルなどの一員隔日
バンカに出づるなり諸官の俸銀も皆此役所に
おいて渡す都の内ハ金銀銭のみ通用

しかして銅銭ハ少なりける故兌鋪ありて銀ハ銭
此銅銭に替るには百文にて鮮銭九文
也されババンカといふハ一人に五百文までハ
鮮銭なりしに替るなれバ此銭を一円
銀十萬枚ばかりそれより餘分にあれバ
其日ハ役所など閉れバ又五百文以上ハ
鮮銭をもちて兌鋪にて替るなり
但シビリといへるは銀銭また此銅銭也

替るには銀銭にて百文にて十五文宛
鮮銭をもとむる

○戯場并演戯

戯場をカメンチイス又キヤータラとも云ペートル
ボルグにハ本国の場三座子メツの場二座掛
郎察諳厄里亜の場おの〳〵一座づゝ又
ニジノゴロドにハ一座あり其の俳優長ハ即ち
其の地の太守王子ラルポロツチクノ 第三等の高官なり イワン

ミハイロウイチレーベンテールといふ者なり尤此
戯場ハ其地の貴人富人等費用を出して
建たる処にて戯子ハ其人〳〵の近侍もしくハ
若者なれバ七日毎に興行ありて平人
とも入りて見物することなり畢竟此方の
猿楽わざのごとき趣なり 正旦ハ皆男なり
真の婦人を用ゆる所もあれバ戯場にて
淫奔の沙汰も起るとなり 都の戯場ハ上

下打混じ 此方の能にさのみかはることなし
其なりし 看棚ハ三階にて 正面を貴人の席
看棚とす 幕ハ一曲毎に上に捲て曲
終れバ又を垂る 幕の間にハ提琴三弦
等ありて小童の踊あり 演戯ハ一曲これ
ありし狂言なり 先大夫ハ両度見たり
行たり 最初に見し 狂言ハ奸夫淫
婦ともろとも其の夫を殺害し 四の術に

丈婦となり閑興ふのうち山道逍遥し
行山蔭ふて興をもよほし手を携へ肩を
よせ逢けるときふ姦夫の霊魂顕れいで
奸夫淫婦をなやませんと姦霊の打擲し
白衣披髪ふて其の形ふこそ似けると
なりかゝる姿ふ額ふ一角ある悪鬼多く
也あり鏁のつきたる器の内ふ焼酎入
蘸したる綿を入火を點しけるを手

くふ持車輪のごとくふ据ゑたし
奸夫淫婦を呵嘖し山上ふ逐ひの坊
物をりには山上より引おろし頸をも
の前なる穴の内ふ二人をうちこみて
一同ふ拜をなしそこれを一曲とて今一
曲は僻郷ふ一個有名の酒徒ありて常ふ
ありくらし飛うれ邊鄙ふ生れ濁醪枯
魚ふ舌うちしたしと生涯を終ん事を

本意なれバいづれ都にのぼりて美酒
佳肴に枯たる腸を潤し此世の思ひ出に
せばやとおもひしに行李取したゝめ
道を取て行程に日ならずして都に
のぼりて年月の宿志なれバ日毎に酒店に
いたりて飲けるに沈酔せざる日これ
つゐにのちにハなりしが或日殊に
沈湎し当路に倒れふしたるに何某
とかや聞へける官人此所に行かゝる先駆
の者彼酔人を呼さまし道退れ大
おしきせん沢泌に死したる者の如し
彼官人此躰を見て何者なりやと問
われハ従者志かしかの者なりけりと答へ
ゆゝしき人哉さる者何りきこ乱字
おもひけれどからだもあつくてこの
酔人を輿のうちに舁いれさせて館に

悔り錦繍の衣服をとりせしかしと貴
橋をも臥榻にのせしめ近侍の者ども
あまた華麗の服に改めさせ志かしふ
計しに毎しとも云合め目のさもしけば
かくみえける姻波縁人ハ君ふ仕ふに熟
睡し捏飢目ふ見え起上れハおりいしも
よりめ殿閣のうちに錦繍をかまへし
かしみえれハ大きつに驚きあわてしみ

あまに夢現の境をわきまへかねしと近
侍の者どもハ手をたゝみしまゐれハ
よくに面湯漱水を捧もちかゝし山海
の珍味を備へて酒をもすゝめれハ暫
のうちぎまに見いりかりまゐらしかは
然るにみちは饗応に逢遇せしも抑其許
等ハめづかりし人を夢のことハいづれは
やよふ近侍の者謹で思いはう申さ

宿世なりけむ此卿館の眷の君と
なりけるハいかにとおもひしかもしれるものハ
等ハ皆近侍の者なりけるを若きハこの
者満身に汗を流し誠ハかゝる無能の
匹夫なれ酒に耽りて只酔を常とし
するのみの者なれハ何ともしりがたし
貴家の子なりけり母きを逃げ出んとせる
ハ兎角にかゝはる頓に酒にとをもしれ

かくより好む処なれハ身のなりゆきとも
うちわすれもとハ沈酔に前後しらずて
ありけるか近侍の若きものたちと旧思
衣被なとまとめものに昇けとうち
捨て立窟る彼者ハ酔醒の肌なりしも
かつてしらずとおもひきかさんまいきまの
ことにしみえ諸手を組て沈思
もたる事一旦ハ人しし掌をもさしと

うち捌(さし)れて夢(ゆめ)のことくなりけるとて
いつも一曲(ひとふし)ましと

○娼家

ペートルボルグの娼家(ちやうちや)ハ王居の西の方に一街(ひとところ)を
隔(へだ)てありて官(くわ)より免(ゆる)しおかれて娼家な
れバとて官民(やくにんへいみん)ともに行(ゆく)事(こと)なり亥歳
七月のころベスホロツコ夫婦トルツチニノーフ
夫婦ソイマノーフ ユスポーフ ブミ スツルゴラミ
コーフ キリロ光太夫と同道してソイマイフ
ミカメンノイヨストロワの別荘あり此避暑(すゞみ)の
宴を催(もよふ)しけるに帰路(きろ)の餘興(よきやう)に興(きやう)を下(くだ)り
皆うち連(つれ)歩行(かうら)して私娼(ないしよ)のもとまで
まかりけるにトルツチニノーフの妻ハソヒヤイワ
ウナ 此婦人ハ去る女王の侍女なりて光太夫か宿に
婦人ともいふまじきの人なり
娼家(ちやうや)に行る事なりけるか向ひつゝ又
たゞ事ならぬ道へハしれハ夫(をつと)に何ゆゑかん

さてゆき光太夫をいま夫と同輿にのせ皆て
馬をならめて一の館に至る其の構へ方
四間計にして六階に造り中庭を広く
こらし甚宏麗華美の家居なり楼
他の官人を請じて第四層の席に置
親族の人々を案内して第三層に
下部席の広さハ方十五六間にして其名を
鋪つる席中に卓子を飾り椅子を

ならべたり向ひなる窓の下にも一字ヅゝ
椅子をならべ窓にハ種々の奇花異
草を盆に植ておきたれハ其香気人
を襲ふ人々椅子にかゝれハ酒肴菓子
等をすゝむ宮仕の女腰髪に多く剪
綵花を挿し其粧ひ美麗にして
常の人にかはれり親族の婦十九
人花をかざして立て人々にむかひて

裾をなしそれのさ毎子メツの風をかすじ
まりて裾紗もうもし一振に窓のりもに
まりさある椅子に凭し箇々艶靡に
しもし沈魚落雁の姿なり光太文ね
ゐまりのさうしぎなりさまに浮にイワイウナ
あるひ家ハ何人の館なりやと問れしバ
目かせしし制せる在イワノウナウ侍婢
お向るも見なかき見をも答へをまよしも

家ハ何人の館なりやと問へハソヒヤ笑て
これハ妃家なりと申り娼婦の房を
見せ画しもて鬢髪を先に立て花
魁の房に至れバ客席三房あり第一の
房ハ方十間計にして玻瓈鏡掛版をかけ
なし画几卓盆景等を陳設す第二の
房ハ方八間計にしてビリヤリの盤打毬の盤なり
碁枰。提琴。西琴。書櫥。望遠鏡。等を飾る

其次ハ臥房にして小室なり 内に臥榻を
設け 段機に金糸にて繍したる帳を
垂れ 臥褥ハ白き帛に繍錦の裏を附
中にハ鳥の毳を厚くし 是も上より毛糸
にて花紋を刺したるなり 四邊に花を編
みたる白布の覆をかけ 枕六ツをならべたり
彼邦にてハ一人にて枕三ツ程用ゆるなり 其傍に帳をかけたるハ
衣服を掛て 提絨の綱を引つけたる處ハ

酒宴になれバ イワノウナハ初より 濶達の
生れつきにして 立て上座なる少
婦の前にいたりて揖すれバ 会釈して立
あがり手を挙て 舞ふ 又腰鼓等提
琴西琴を鳴して 歌ふ人の声ハ面
感にたへたる事なり ユスポーフハ初
より 絲竹に堪能の者にて 提琴を弄
又腰鼓等も 調に和して 歌ふ声清亮

りゝと樑の塵も飛揚る毎しけり
なりし光太夫計ハ唯なれざる鳴物ニ唱
歌もきこへざれバ笑ひを忍びて聞ゐ
たり追〳〵乱酒になりてハ男女おの〳〵
二人宛立て座中ニ次第ニ舞踊れ
四人舞をはりて其次の人ニ揖すれバ
やがて立て舞事なりそれよりいの
間ニ光太夫ハソヒヤニ向ひさまざまの此

衣服を掛る処ハ窓の下ニ衣橱二つを置
一ハ紫檀一ハ樺木にて造りたるなり其
上ニ緑の鍮笠二ツを掛し何れも金線
ぬ鳥羽の象眼などあり離れて飾上り
セイチカ（笠の上より掛る衣服の図ニ詳なり）を掛たり側にハ
雛妓の臥床あり何れの房も大抵同じ
きらびやかなり花費ハ銀五枚にて東道なれ
費ハ別に出すなり此家ニハ有名なる

粉頭二十五名その外小妓の数ハ夥多事
なりとかや下層をバ酒店にかし置第二
層ハ家内の住居并に庖厨なり第三層
より客席なり此内ハ酒宴のみにて黄昏
よりの坐敷一同に始りける時は夜光太夫
王宮よりの帰るさに彼家の前を通り
けれバ腰鬘を目とめて見つけぜしに
ことさらに伴ひバ家内の娼婦ども皆残らず

出来てさまざまにもてなしけり今様ハ其にぬ
宿しけるとて酒飯を勧め相偶を定む
毎しにて名妓五人を撰み出して聘饗
嫖客なれバ誰ともあれと偶を争ひし故闌に
しと偶を定めける然にユリソ夜夕といふ
娼婦闌にあまりしが偶に定りこれなる
五人の妓女等終夜光太夫をとりかこみて
此方の娼婦風俗青楼の光景等を問ひ

夜ごとに語りなぐさみ翌朝立帰らんと
路しるしに付ヱリソ座夕より帛の護領一件
画三張銀三枚おくられ其外四人の娼婦よりは
それぞれ銀三枚おくられ固く辞すれども
きかざれはなさせびなくうけとりて帰りぬ其
これぞ後に此処を通りし折々は
の礼を演んとて立よりければ鴇母丈夫婦
出迎へて今宵は我くまぬのもてなし

なれば志つらく一宿しあまつさへ盛饌を
設て款待し此方の物語などきゝけるに
はや夜明けれは帰らんとせし時銀十五枚
おくりけれども光太夫帰国のせつ
暇乞ひに立よりしかばヱリソ座夕は莫大小
の裏脚に旅中備用の菜をつゝみ取らせ
銭若干を贈りけり光太夫は娼家へ
到る毎に種々のおくり物を贈りければキリロ

笑ひを云ふより猶し光太夫ハ果報の者
なりな今より萬事をさて娼妓に
物りふける事にて生活ふせよ上もなき
たつきな無しと謂ましき人娼家ハ
ペートルボルグにミテルワンシイラストロワに三所
あり花費ハ銀百枚より銀一枚まで等
ありされど是外私窩ハ所にあれども
皆しかし嚴禁にて事顯れまさハ

賣花の婦人嫖客ともに罪科に處せ
られるなり

内閣文庫